

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「五万円」を「六万五千円」に、「二十五万円」を「三十三万円」に、「三十万円」を「三十九万五千円」に、「三十五万円」を「四十六万円」に、「四十五万円」を「五十九万円」に、「六十万円」を「七十八万円」に改める。

第五十八条ノ五中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第 号)」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に改正前の恩給法第五十八条ノ四の規定により普通恩給の一部の停止を受けている者の昭和二十七年六月分までのその恩給の停止額については、同条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、同条の適用については、その者の恩給の年額は、第三項の規定の適用がなかつたものとした場合の年額による。
- 3 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、昭和二十六年十月分以降、その年額を左の各号の規定による年額に改定する。
  - 一 第二号及び第三号に規定する恩給以外の恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

二 昭和二十五年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給で恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号。以下「法律第八十七号」という。)附則第十一項第二号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十六年一月一日以後に給与事由の生じた恩給で特別職の職員に給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

三 昭和二十五年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給で法律第八十七号附則第十一項第三号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十六年一月一日以後に給与事由の生じた恩給で裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

四 前項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

五 日本専売公社の役員又は職員で日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十条の規定の適用を受けるもの(以下「公社職員」という。)が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日まで退職(在職中の死亡を含む。以下同じ。)した場合において、当該公社職員又はその遺族に対



し同条の規定により恩給法を準用して恩給を給すべきときは、その恩給の額の計算の基礎とすべき退職当時の俸給の額は、同年四月一日において適用されていた公社職員の給与に関する規程が当該退職した公社職員の退職の時前から適用されていたとした場合において退職当時の俸給となるべき俸給の額とする。

6 前項の規定に該当する公社職員又はその遺族で同項の規定によつて計算した額の恩給を受けなかつた者については、裁定庁がこれらの者の請求を待たずに、同項の規定によつて計算した額と既に受けた恩給の額との差額を追給するものとする。

7 第五項の規定に該当する公社職員又はその遺族で普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料を受けるものについては、同項の規定による退職当時の俸給の年額をもつて第三項に規定する恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額とする。

附則別表第一号表

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	假定俸給年額
四六、二〇〇	五五、二〇〇
四八、〇〇〇	五七、〇〇〇
四九、八〇〇	五八、八〇〇
五一、六〇〇	六〇、六〇〇

五三、四〇〇  
 五五、二〇〇  
 五七、〇〇〇  
 五八、八〇〇  
 六〇、六〇〇  
 六二、四〇〇  
 六四、二〇〇  
 六六、〇〇〇  
 六八、四〇〇  
 七〇、八〇〇  
 七三、二〇〇  
 七五、六〇〇  
 七八、〇〇〇  
 八〇、四〇〇  
 八二、八〇〇  
 八五、二〇〇  
 八七、六〇〇  
 九〇、〇〇〇

六二、四〇〇  
 六四、二〇〇  
 六六、〇〇〇  
 六八、四〇〇  
 七〇、八〇〇  
 七三、二〇〇  
 七五、六〇〇  
 七八、〇〇〇  
 八〇、四〇〇  
 八二、八〇〇  
 八五、二〇〇  
 八七、六〇〇  
 九〇、〇〇〇  
 九三、六〇〇  
 九六、六〇〇  
 九九、六〇〇  
 一〇三、二〇〇  
 一〇六、八〇〇



恩給法の一部を改正する法律(三〇六)

九三、六〇〇  
九七、二〇〇  
一〇〇、八〇〇  
一〇四、四〇〇  
一〇八、〇〇〇  
一一一、六〇〇  
一一五、二〇〇  
一一八、八〇〇  
一二二、四〇〇  
一二六、〇〇〇  
一二九、六〇〇  
一三三、二〇〇  
一三六、八〇〇  
一四〇、四〇〇  
一四五、二〇〇  
一五〇、〇〇〇  
一五四、八〇〇  
一五九、六〇〇

三九二

一一一、〇〇〇  
一一五、二〇〇  
一九九、四〇〇  
一二三、六〇〇  
一二七、八〇〇  
一三二、〇〇〇  
一三六、八〇〇  
一四一、六〇〇  
一四六、四〇〇  
一五一、二〇〇  
一五六、〇〇〇  
一六二、〇〇〇  
一六八、〇〇〇  
一七四、〇〇〇  
一八〇、〇〇〇  
一八六、〇〇〇  
一九二、〇〇〇  
一九九、二〇〇

恩給法の一部を改正する法律(三〇六)

一六四、四〇〇  
一七〇、四〇〇  
一七六、四〇〇  
一八二、四〇〇  
一八八、四〇〇  
一九四、四〇〇  
二〇〇、四〇〇  
二〇六、四〇〇  
二一二、四〇〇  
二一九、六〇〇  
二二六、八〇〇  
二三四、〇〇〇  
二四一、二〇〇  
二四九、六〇〇  
二五八、〇〇〇  
二六六、四〇〇  
二七四、八〇〇  
二八三、二〇〇

三九三

二〇六、四〇〇  
二一三、六〇〇  
二二〇、八〇〇  
二二八、〇〇〇  
二三五、二〇〇  
二四四、八〇〇  
二五四、四〇〇  
二六四、〇〇〇  
二七三、六〇〇  
二八三、二〇〇  
二九二、八〇〇  
三〇二、四〇〇  
三一四、四〇〇  
三二六、四〇〇  
三三八、四〇〇  
三五〇、四〇〇  
三六三、六〇〇  
三七六、八〇〇



恩給法の一部を改正する法律(三〇六)

三九四

二九一、六〇〇  
三〇〇、〇〇〇  
三一二、〇〇〇  
三二四、〇〇〇  
三三六、〇〇〇  
三四八、〇〇〇  
三六〇、〇〇〇  
三七二、〇〇〇  
三八四、〇〇〇  
三九六、〇〇〇  
四〇八、〇〇〇  
四二〇、〇〇〇  
四三二、〇〇〇  
四四四、〇〇〇

三九〇、〇〇〇  
四〇三、二〇〇  
四一六、四〇〇  
四三二、〇〇〇  
四四七、六〇〇  
四六三、二〇〇  
四七八、八〇〇  
四九四、四〇〇  
五一〇、〇〇〇  
五二八、〇〇〇  
五四六、〇〇〇  
五六四、〇〇〇  
五八二、〇〇〇  
六〇〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四六、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千

附則別表第二号表

百九十四倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四四四、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の千分の千三百五十二倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を、それぞれ仮定俸給年額とする。

(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額		仮定俸給年額
	恩給年額	俸給年額	
	一四四、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	
	一六八、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円	
	一九二、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円	
	二一六、〇〇〇円	二五二、〇〇〇円	
	二四〇、〇〇〇円	二八二、〇〇〇円	
	二六四、〇〇〇円	三一二、〇〇〇円	
	二八八、〇〇〇円	三四八、〇〇〇円	
	三一二、〇〇〇円	三八四、〇〇〇円	
	三六〇、〇〇〇円	四六八、〇〇〇円	

恩給法の一部を改正する法律(三〇六)

三九五



(四) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給

三 八 八、 八 〇〇	五 〇 五、 〇 〇〇
四 一 〇、 四 〇〇	五 三 四、 〇 〇〇
四 三 二、 〇 〇〇	五 六 四、 〇 〇〇
四 八 〇、 〇 〇〇	六 三 六、 〇 〇〇
五 一 六、 〇 〇〇	六 八 四、 〇 〇〇
五 四 〇、 〇 〇〇	七 二 〇、 〇 〇〇
五 七 六、 〇 〇〇	七 六 八、 〇 〇〇
七 二 〇、 〇 〇〇	九 六 〇、 〇 〇〇

秘書官又はその遺族の恩給についてその年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する假定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一四四、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千二百二十五倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を假定俸給年額とする。

秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給についてその年額計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の假定俸給年額による。但し、恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額が三六〇、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千三百倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を假定俸給年額とする。

附則別表第三号表

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年費	假定俸給年額
九六、〇〇〇 <sup>円</sup>	一一五、二〇〇 <sup>円</sup>
一〇八、〇〇〇	一三二、〇〇〇
一二〇、〇〇〇	一三九、二〇〇
一三二、〇〇〇	一四六、四〇〇
一五六、〇〇〇	一八一、二〇〇
一八〇、〇〇〇	二一三、六〇〇
二一六、〇〇〇	二五五、六〇〇
二四〇、〇〇〇	二九八、八〇〇
二五二、〇〇〇	三一四、四〇〇
三〇〇、〇〇〇	四〇三、二〇〇
三三六、〇〇〇	四四七、六〇〇
三七二、〇〇〇	四九四、四〇〇
四〇八、〇〇〇	五四六、〇〇〇
四四四、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇

恩給法の一部を改正する法律(三〇六)



四八〇、〇〇〇	六三六、〇〇〇
五一六、〇〇〇	六八四、〇〇〇
五四〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇
五七六、〇〇〇	七六八、〇〇〇
七二〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇

副検事に係る恩給でその年額計算の基礎となつてゐる俸給年額が一〇八、〇〇〇円であるものについては、その俸給年額に対応するこの表の仮定俸給年額にかかわらず、一二三、六〇〇円を仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が九六、〇〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千二百倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を仮定俸給年額とする。

### 旧令による共済組合等からの年金受給者のための 特別措置法の規定による年金の額の改定に関する 法律

(昭和二十六年十二月十五日)  
法律 第三百七号

- 1 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号。以下本則及び別表中「特別措置法」という。)第六条第一項第一号の規定により改定された退職年金、廃疾年金及び遺族年金に相当する年金については、昭和二十六年十月分以後その年金額を、同号の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。)の規定を適用して算定した額に改定する。
- 2 前項の場合において、同項の年金のうち、その支給の条件又は額の算定の基準が共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金と異なるものについては、大蔵大臣の定めるところにより、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。
- 3 特別措置法第六条第一項第二号の規定により改定された公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金については、昭和二十六年十月分以後その年金額を、同号の規定により改定される額に改定する法律(三〇七)



旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定  
による年金の額の改定に関する法律(三〇七)

四〇〇

た年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、それぞれ旧陸軍共済組合、同法第一条に規定する共済協会又は同法第二条に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例(その算定の際俸給月額に乘すべき月数については、同法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとする。)により算定した額に改定する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。  
第七條第一項中「前條の規定」を「前條又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三百七号)の規定」に改める。

別表

年金額の改定のための仮定俸給表

特別措置法別表の仮定俸給	仮定俸給	特別措置法別表の仮定俸給	仮定俸給
三、八五〇 <sup>円</sup>	四、六〇〇 <sup>円</sup>	九、九〇〇 <sup>円</sup>	一一、八〇〇 <sup>円</sup>
四、一五〇	四、九〇〇	一〇、五〇〇	一二、六〇〇

四、四五〇	五、二〇〇	一一、一〇〇	一三、五〇〇
四、七五〇	五、五〇〇	一一、七〇〇	一四、五〇〇
五、〇五〇	五、九〇〇	一二、五〇〇	一五、五〇〇
五、三五〇	六、三〇〇	一三、三〇〇	一六、六〇〇
五、七〇〇	六、七〇〇	一四、二〇〇	一七、八〇〇
六、一〇〇	七、一〇〇	一五、二〇〇	一九、〇〇〇
六、五〇〇	七、五五〇	一六、二〇〇	二〇、四〇〇
六、九〇〇	八、〇五〇	一七、二〇〇	二二、〇〇〇
七、三〇〇	八、六〇〇	一八、三〇〇	二三、六〇〇
七、五〇〇	八、九〇〇	二〇、一〇〇	二六、二〇〇
八、一〇〇	九、六〇〇	二一、五〇〇	二八、二〇〇
八、七〇〇	一〇、三〇〇	二二、九〇〇	三〇、三〇〇

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定  
による年金の額の改定に関する法律(三〇七)

四〇一



九、三〇〇

一、一、〇〇〇

二五、〇〇〇

三三、六〇〇

備考

本則第一項の規定による年金額の改定の基準とする特別措置法別表の仮定俸給が三、八五〇円未満のときは、その仮定俸給の一・一九倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)をこの表の仮定俸給とし、その特別措置法別表の仮定俸給が二五、〇〇〇円をこえるときは、その仮定俸給の一・三四倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)をこの表の仮定俸給とする。

昭和二十六年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律

(昭和二十六年十二月十五日法律第三百八号)

(退職年金、廃疾年金及び遺族年金の額の改定)

第一条 昭和二十六年九月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。)の規定による退職年金、廃疾年

金及び遺族年金(同法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年十月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

一 昭和二十五年十二月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三十三号。以下「昭和二十六年法律第三十三号」という。)の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

二 昭和二十六年一月一日以後における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金については、その年金額の算定の基準となつた俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

2 前項第一号の場合において、同号に規定する共済組合法第九十四条の二の規定により同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなされた年金のうち、その支給の条件又は額の算定の基準が共済組合法の規定によるこれらの年金と異なるものについては、大蔵省令で定めるところにより、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3 前二項の規定は、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条第一項及び日本昭和二十六年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(三〇八) 四〇三



昭和二十六年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(三〇八)

四〇四

国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七条第一項において準用する共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金について準用する。

(公務に因る疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の額の改定)

第二条 共済組合法第九十条の規定による年金のうち、公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とするものについては、昭和二十六年十月分以後その年金額を、昭和二十六年法律第三十三号の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法第九十条に規定する従前の法令の規定により算定した額に改定する。

(費用負担)

第三条 国庫は、前二条の規定による年金額の改定に因り増加する費用を負担する。但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該共済組合の組合員(共済組合法第九十四条第一項各号に掲げる者を除く。)のうち、国家公務員である者及び左の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて当該共済組合の運営規則で定める割合に従つて国庫及び当該団体が負担するものとする。

- 一 共済組合法第八十六条第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合 共済組合法第六十条第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体
- 二 日本専売公社法第五十一条第二項に規定する共済組合 日本専売公社
- 三 日本国有鉄道法第五十七条第二項に規定する共済組合 日本国有鉄道

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

年金額の改定のための仮定俸給表

昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一条第一項第二号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給	仮定俸給	昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一条第一項第二号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給	仮定俸給
三、八五〇 <sup>四</sup>	四、六〇〇 <sup>四</sup>	一〇、二〇〇 <sup>四</sup>	一一、二〇〇 <sup>四</sup>
四、〇〇〇	四、七五〇	一〇、五〇〇	一一、六〇〇
四、一五〇	四、九〇〇	一〇、八〇〇	一一、〇〇〇
四、三〇〇	五、〇五〇	一一、一〇〇	一一、五〇〇
四、四五〇	五、二〇〇	一一、四〇〇	一二、〇〇〇
四、六〇〇	五、三五〇	一一、七〇〇	一二、五〇〇

昭和二十六年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(三〇八)

四〇五



昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改訂に関する法律(三〇八)

四、七五〇	五、五〇〇	一、二、一〇〇	一五、〇〇〇
四、九〇〇	五、七〇〇	一、二、五〇〇	一五、五〇〇
五、〇五〇	五、九〇〇	一、二、九〇〇	一六、〇〇〇
五、二〇〇	六、一〇〇	一、三、三〇〇	一六、六〇〇
五、三五〇	六、三〇〇	一、三、七〇〇	一七、二〇〇
五、五〇〇	六、五〇〇	一、四、一〇〇	一七、八〇〇
五、七〇〇	六、七〇〇	一、四、五〇〇	一八、四〇〇
五、九〇〇	六、九〇〇	一、五、〇〇〇	一九、〇〇〇
六、一〇〇	七、一〇〇	一、五、七〇〇	一九、六〇〇
六、三〇〇	七、三〇〇	一、六、二〇〇	二〇、四〇〇
六、五〇〇	七、五〇〇	一、六、七〇〇	二一、二〇〇
六、七〇〇	七、八〇〇	一、七、二〇〇	二二、〇〇〇

昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改訂に関する法律(三〇八)

六、九〇〇	八、〇五〇	一七、七〇〇	二二、八〇〇
七、一〇〇	八、三〇〇	一八、三〇〇	二三、六〇〇
七、三〇〇	八、六〇〇	一八、九〇〇	二四、四〇〇
七、五〇〇	八、九〇〇	一九、五〇〇	二五、二〇〇
七、八〇〇	九、二五〇	二〇、一〇〇	二六、二〇〇
八、一〇〇	九、六〇〇	二〇、八〇〇	二七、二〇〇
八、四〇〇	九、九五〇	二一、五〇〇	二八、二〇〇
八、七〇〇	一〇、三〇〇	二二、二〇〇	二九、二〇〇
九、〇〇〇	一〇、六五〇	二二、九〇〇	三〇、三〇〇
九、三〇〇	一一、〇〇〇	二三、六〇〇	三一、四〇〇
九、六〇〇	一一、四〇〇	二四、三〇〇	三二、五〇〇
九、九〇〇	一一、八〇〇	二五、〇〇〇	三三、六〇〇



備考

- 一 第一条第一項第一号若しくは第二条の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一条第一項第二号の規定による年金額の改定の基準となる同号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給(以下「仮定俸給等」という。)が三、八五〇円未満のときは、その仮定俸給等の一・一九倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)をこの表の仮定俸給とし、仮定俸給等が二五、〇〇〇円をこえるときは、その仮定俸給等の一・三四倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)をこの表の仮定俸給とする。
- 二 第一条第一項第二号の規定による年金額の改定の基準となる同号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給が三、八五〇円以上二五、〇〇〇円未満のときにその俸給がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

漁業法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月十五日)  
法律 第三百九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。  
第六十六条の次に次の一条を加える。

(許可を受けない中型まき網漁業等の禁止)

第六十六条の二 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業又は瀬戸内海機船底びき網漁業は、船舶ごとくに都道府県知事の許可を受けなければ、営んではならない。

2 「中型まき網漁業」とは、総トン数五トン以上六十トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業(第六十五条第一項の規定による省令に基いて主務大臣の許可を必要とする漁業を除く。)をいひ、「小型機船底びき網漁業」とは、総トン数十五トン未満のスクリューを備える船舶により底びき網を使用して行う漁業をいひ、「瀬戸内海機船底びき網漁業」とは、瀬戸内海(第九十九条第二項に規定する海面をいう。)において総トン数五トン以上のスクリューを備える船舶により船びき網を使用して行う漁業をいう。

3 主務大臣は、漁業調整のため必要があると認めるときは、都道府県別に第一項の許可をすることができる船舶の隻数、合計総トン数若しくは合計馬力数の最高限度を定め、又は海域を指定し、その海域につき同項の許可をすることができる船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めること  
漁業法の一部を改正する法律(三〇九)



とができる。

- 4 主務大臣は、前項の規定により最高限度を定めようとするときは、関係都道府県知事及び中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。
- 5 都道府県知事は、第三項の規定により定められた最高限度をこえる船舶については、第一項の許可をしてはならない。
- 六 第三十八条中第六号を第七号とし、第六号として次のように加える。
- 六 第六十六条の二第二項の規定に違反した者

附則

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、各規定のうち中型まき網漁業に係る部分、小型機船底びき網漁業に係る部分及び瀬戸内海機船底びき網漁業に係る部分ごとに、政令で定める。
- 2 漁業法第六十五条第一項の規定による都道府県規則に基いて都道府県知事が総トン数五トン以上六十トン未満の船舶についてしたまき網漁業(同法第六十五条第一項の規定による省令に基いて主務大臣の許可を必要とする漁業を除く)の許可であつて同法第六十六条の二の規定のうち中型まき網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するものは、その施行後一年間(その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで)は、同条の規定に基いてしたものとみなす。

- 3 主務大臣が定める海域において、総トン数十五トン以上で主務大臣の定めるトン数に達しないスクリューを備える船舶により、底びき網を使用し、主務大臣の定める漁法によつて行う漁業は、昭和二十九年三月三十一日まで小型機船底びき網漁業とみなす。
- 4 機船底曳網漁業取締規則(昭和九年農林省令第二十号)第二十六条ノ二の規定に基いて都道府県知事が総トン数十五トン未満のスクリューを備える船舶についてした機船底びき網漁業の許可であつて漁業法第六十六条の二の規定のうち小型機船底びき網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するものは、その施行後一年間(その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで)は、同条の規定に基いてしたものとみなす。
- 5 漁業法第六十六条の二の規定のうち小型機船底びき網漁業に係る部分の施行の際現に機船底曳網漁業取締規則第一条ノ二の規定による農林大臣の許可を受けている総トン数十五トン未満の船舶により営む機船底びき網漁業については、同法第六十六条の二の規定のうち小型機船底びき網漁業に係る部分の施行後一年間は、同条第一項の規定は、適用しない。
- 6 漁業法第六十五条第一項の規定による府県規則に基いて府県知事が瀬戸内海の一部を操業区域とする総トン数五トン以上のスクリューを備える船舶についてした船びき網漁業の許可であつて同法第六十六条の二の規定のうち瀬戸内海機船底びき網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するものは、その施行後一年間(その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで)は、同条の規定に基いてしたものとみなす。



## 繭糸価格安定法

(昭和二十六年十二月十七日  
法律第三百十号)

(目的)

第一条 この法律は、生糸の輸出の増進及び蚕糸業の経営の安定を図るために、繭及び生糸の価格の異常な変動を防止することを目的とする。

(生糸の売渡及び買入)

第二条 政府は、前条の目的を達成するため、申込に依りて、最高価格でその保有する生糸を売り渡し、又は予算の範囲内において最低価格で生糸を買い入れる。

(最高価格及び最低価格)

第三条 標準生糸(政令で定める種類、織度及び品位の生糸をいう。以下同じ。)についての前条の最高価格及び最低価格は、政令で定めるところにより、繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額を基準とし、主要繊維の価格及び物価その他の経済事情を参し、やくして、農林大臣が定める。

2 標準生糸以外の生糸についての前条の最高価格及び最低価格は、標準生糸の最高価格又は最低価格にそれぞれ政令で定めるところにより算出される額を加減して得た額とする。

第四条 標準生糸の最高価格及び最低価格は、毎年三月(物価その他の経済事情にかんがみ特に必要があるときは、四月又は五月)に定め、その年の六月一日から翌年の五月三十一日まで適用するも

のとする。

第五条 標準生糸の最高価格及び最低価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において特に必要があるときは、改定することができる。

第六条 農林大臣は、第四条又は前条の規定により標準生糸の最高価格及び最低価格を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(買入れる生糸の種類等)

第七条 第二条の規定により政府が買入れる生糸は、蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)第十六条第一項の規定に基く検査の結果、省令で定める種類、織度及び品位の生糸と決定されたものに限る。

(買入又は売渡の申込に依らない場合)

第八条 政府は、左の各号の一に該当するときは、第二条の規定による買入又は売渡の申込に依らないことができる。

- 一 買入又は売渡の申込が省令で定める荷口を単位としていないとき。
- 二 売渡の申込のあつた生糸が前条の検査を受けた日から六箇月以上を経過したものであるとき。
- 三 買入の申込が買占その他による不当の利得を目的として行われたと認めるとき。

(輸出確保のための条件付売渡)

第九条 政府は、生糸(生糸の加工品を含む。)の輸出を確保するため特に必要があるときは、第二条



の規定により生糸を売り渡すに当つて、その生糸(その生糸の加工品を含む。)を輸出すべきことその他必要な条件を附することができる。

(禁止価格をこえる契約等の禁止)

**第十条** 政府は、不当な利得を目的とする買占その他の行為により生糸の価格が異常に騰貴し、又はそのおそれが著しい場合においてこれを防止するため必要があると認めるときは、第七条に規定する生糸の売買取引につき、政令で、一定の価格(以下「禁止価格」という。)をこえる価格による契約又は対価の支払若しくは受領を禁止することができる。

2 禁止価格は、標準生糸についてはその最高価格を下らない額とし、その他の生糸については標準生糸の禁止価格に政令で定める額を加減して得た額とする。

(繭価維持のための特別措置)

**第十一条** 政府は、第二条の規定による生糸の買入によつてもなお繭の価格の異常な低落を防止することができないと認めるときは、繭の価格の異常な低落を防止するため必要な措置を行うものとする。

(政府保有生糸の貯蔵等)

**第十二条** 政府は、その保有する生糸を貯蔵し、加工し、整理のために売り渡し、又は新規の用途若しくは販路に向けるために売り渡すことができる。

2 前項の場合における売渡の価格は、時価に準拠して農林大臣が定める。

(生糸取引の届出)

**第十三条** 横浜市、神戸市又は大阪市の区域内に営業所を設け、生糸の売買取引の仲立又は取次を業として営んでいる者(以下「生糸問屋」という。)は、製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第二条の規定により免許を受けた者(以下「製糸業者」という。)からの委託によりこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を売り渡し、若しくは売渡の仲立をしたとき、又はこれらの区域内に営業所を有しない製糸業者からこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を買い入れたとき(他の生糸問屋の仲立又は取次によつて買い入れた場合を除く。)は、左に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならぬ。

- 一 売買取引の種類
- 二 売買取引をした生糸が蚕糸業法第十六条の規定に基く検査を受けたことを証する検定証の番号及び発行の年月日
- 三 売買取引をした生糸の種類、織度、品位、俵数、斤量及び製造工場の名称
- 四 売買単価及び売買価額
- 五 売買契約成立の年月日
- 六 生糸受渡の年月日
- 七 届出者の氏名又は商号
- 八 売買取引の相手方の氏名又は商号
- 九 仲立又は取次による売買取引にあつては、委託者の氏名又は商号



- 2 前項に規定する区域内に営業所を有する製糸業者がこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を売り渡したとき(生糸問屋の仲立又は取次によつて売り渡した場合を除く。)は、前項各号に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。
  - 3 前二項の規定は、その買入又は売渡が商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)により設立された商品取引所における売買取引としてなされた場合には、適用しない。
  - 4 第一項又は第二項の届出は、左に掲げる日の翌日(翌日が祝日又は日曜日に当たるときは、翌翌日)の正午までにしなければならない。
    - 一 現物売買にあつては、売買契約成立の日
    - 二 値きめ先約定にあつては、生糸受渡の日
    - 三 成行先約定その他前各号に掲げる以外の売買取引にあつては、売買価額決定の日
- (繭及び生糸に関する調査)
- 第十四条 農林大臣は、繭及び生糸の生産費、需給事情その他繭及び生糸の価格の安定に關して必要な事項を調査するため必要があるときは、繭若しくは生糸の生産、売買取引又は売買取引の仲立若しくは取次を業として営んでいる者に対し、省令で定めるところにより、必要な事項の報告を求めることができる。
- 2 農林大臣は、生糸の生産費を調査するため必要があるときは、その職員に製糸業者の営業所、倉庫等に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(繭糸価格安定審議会の設置及び所掌事項)

第十五条 農林省に繭糸価格安定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、繭及び生糸の価格の安定に關する重要事項を審議する。
- 3 審議会は、繭及び生糸の価格の安定に關する重要事項につき、關係行政庁に建議することができる。

(審議会の組織及び運営等)

第十六条 審議会は、農林大臣及び委員二十人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、養蚕業者、製糸業者その他蚕糸業に關し学識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。
- 3 審議会に会長を置き、農林大臣をもつて充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。
- 6 委員は、非常勤とする。



7 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。  
(罰則)

第十七条 第十条第一項の規定に基く政令の規定に違反して契約し、又は対価を支払い、若しくは受領した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

2 前項の政令の改正、廃止又は失効の時までにした行為に対する同項の規定の適用については、なおその改正、廃止又は失効前の例による。

第十八条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関しても前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。但し、第二条の規定は、

公布の日から起算して六十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 第二条の規定の施行の日から昭和二十七年五月三十一日までの期間における標準生糸の最高価格及び最低価格は、第四条の規定にかかわらず、第二条の規定の施行の日までに定めなければならぬ。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 生糸を買い入れ、売り渡し、貯蔵し、又は加工すること。

第十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 繭糸価格安定のための生糸の買入及び売渡に関すること。

第三十四条第一項の表中  
「装蹄師試験審査会」 装蹄師法(昭和十五年法律第八十九号)に基く装蹄師試験に関する事務をつかさどること。

一 装蹄師試験審査会

装蹄師法(昭和十五年法律第八十九号)に基く装蹄師試験に関する事務をつかさどること。

繭糸価格安定審議会

繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)によりその権限に属させた事項を審議すること。



## 糸価安定特別会計法

（昭和二十六年十二月十七日）  
法律第三百一十一号

### （設置）

第一条 繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）に基いて行う生糸の買入、売渡、貯蔵及び加工に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

### （管理）

第二条 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

### （資本）

第三条 この会計においては、第四条第一項に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもって資本とする。

### （歳入及び歳出）

第四条 この会計においては、生糸の売渡代金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、生糸の買入、貯蔵及び加工に関する経費、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、この会計の資本に充てるため、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第五条 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定生糸在高明細表

（歳入歳出予算の区分）

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第八条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、損失を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。

2 前項の場合において、損益計算上生じた損失額が積立金の額を超過するときは、その超過額は、損失の繰越として整理することができる。



3 政府は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、第一項の規定による積立金の額の範囲内においてこの会計から一般会計に繰入金をする事ができる。

（剰余金の繰入）

第九条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金を翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第十条 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表を添附しなければならない。

（余裕金の預託）

第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

（支出未済額の繰越）

第十三条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十四条 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、繭糸価格安定法中第二条の規定以外の規定施行の日から施行する。

2 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。  
第十二条第五号の前に次の一号を加える。

四の三 糸価安定特別会計の経理を行うこと。

3 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農林漁業資金融通特別会計、」の下に「糸価安定特別会計、」を加える。



### 漁港法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月十七日  
法律第三百二十二号)

漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「防砂堤、」を「防砂堤、防潮堤、」に、「こう門及び護岸」を「こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁」に改める。

第二十条第二項中「百分の七十五又は百分の六十」を「、外かく施設及び水域施設については百分の七十五、けい留施設については百分の六十」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

(他の工作物と効用を兼ねる漁港施設の工事の費用の負担)

第二十条の二 漁港施設で他の工作物と効用を兼ねるものの漁港修築事業の費用の負担については、漁港修築事業の施行者と当該工作物の管理者とが、協議して定めるものとする。

第二十四条の次に次の三条を加える。

(漁港修築事業費の精算)

第二十四条の二 第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国の負担金又は補助金の交付を受けた者は、当該負担金又は補助金に係る漁港修築事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して農林大臣のしゅん功認定を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第二十四条の三 第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国の負担金又は補助金の交付を受けた者は、当該負担金又は補助金に係る漁港修築事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金のうち国が負担し、又は補助する割合に相当する額を国に返還しなければならない。

(負担金又は補助金の還付等)

第二十四条の四 農林大臣は、第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国の負担金又は補助金の交付を受ける者が、左の各号の一に該当する場合には、その者に対し、当該負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず、又はその返還を命ずることができる。

一 第二十二条第一項の規定による変更、廃止又は停止の許可を受けたとき。

二 第二十三条第一項の規定による指示に違反したとき。

三 第二十三条第二項の規定により変更、廃止又は停止を命ぜられたとき。

四 第二十三条第三項の規定により許可を取り消されたとき。

五 負担金又は補助金をその交付の目的以外の目的に使用したとき。

第二十五条第四項中「第一項の規定により漁港管理者の指定をしようとするとき、又は」を削る。

第二十六条中「責に任ずる。」を「責に任ずる外、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。」に改める。

第二十八条第四項第一号中「互選せられた者七人」を「当該漁港の所在地の市町村長が関係水産業協



同組合の意見を徴して推薦した者について、漁港管理者が任命した者七人に改め、同条第五項中「互選し、又は」及び同条第九項を削る。

第三十条の見出しを「(委員の罷免)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第二十八条第四項第一号の委員以外の」を削り、同項を第一項とし、同条第四項を第二項とする。

第三十一条第一項中「及び前条」を削る。

附則中第四項を第五項とし、第二項及び第三項をそれぞれ一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 国以外の者が北海道において漁港修築事業を施行する場合には、基本施設(第四種漁港におけるけい留施設を除く。)については、当分の間、第二十条第二項又は第三項に定める割合によらず、外かく施設又は水域施設の修築に要する費用はその全額を、けい留施設の修築に要する費用はその百分の七十五を、国が第三種漁港及び第四種漁港又は第一種漁港及び第二種漁港の区分に従いそれぞれ負担し又は補助する。この場合には、同条第四項中「前二項」とあるのは「前二項又は附則第二項」と、同条第五項中「第二項又は第三項」とあるのは「第二項若しくは第三項又は附則第二項」と、第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四中「第二十条第二項、第三項又は第四項」とあるのは「第二十条第二項、第三項若しくは第四項又は附則第二項」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十条第二項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

水産資源保護法

(昭和二十六年十二月十七日法律第三百十三号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 水産資源の保護培養(第四条—第二十八条)
  - 第一節 水産動植物の採捕制限等(第四条—第十三条)
  - 第二節 保護水面(第十四条—第十九条)
  - 第三節 さく、河魚類の保護培養(第二十条—第二十六条)
  - 第四節 水産動植物の種苗の確保(第二十七条—第二十八条)
- 第三章 水産資源の調査(第二十九条—第三十条)
- 第四章 補助(第三十一条)
- 第五章 雑則(第三十二条—第三十五条)
- 第六章 罰則(第三十六条—第四十一条)
- 附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたつて維持することに

水産資源保護法(三十二)



より、漁業の発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。

第三条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する。

第二章 水産資源の保護培養

第一節 水産動植物の採捕制限等

(水産動植物の採捕制限等に関する命令)

第四条 農林大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、左に掲げる事項に関して、省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止
- 二 水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止
- 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止
- 四 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せ、つその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止
- 五 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止

六 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

- 2 前項の規定による省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。
- 3 前項の罰則に規定することができる罰は、省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。
- 4 第一項の規定による省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具及び同項第六号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。
- 5 農林大臣は、第一項の省令を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。
- 7 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十四条第一項(海区漁業調整委員会の設置)に規定する海面に係るものにあつては、当該都道府県の区域に沿う海面につき定められたすべての海区の区域を合した海区に設置した連合海区漁業調整委員会(当該都道府県の区域に沿う海面につき定められた海区の数が一である場合にあつては、当該海区の海区漁業調整委員会)の意見を、同法第二百二十七条(内水面における第五種共同



漁業の免許)に規定する内水面に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

- 8 農林大臣は、第一項第四号又は第五号に掲げる事項に関する省令又は規則であつて、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一条(適用河川)に規定する河川(同法第五条(準用河川)の規定により同法が準用される水流、水面又は河川を含む。以下「河川等」という。)又は砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条(指定土地)の規定により主務大臣が指定した土地(以下「指定土地」という。)に係るものを定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、建設大臣に協議しなければならない。
- 9 農林大臣は、第一項第四号に掲げる事項に関する省令又は規則を定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

(漁法の制限)

第五条 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獣捕獲のためにする場合は、この限りでない。

第六条 水産動植物をまひさせ、又は死なせる有毒物を使用して、水産動植物を採捕してはならない。但し、農林大臣の許可を受けて、調査研究のため、漁業法第二百二十七条に規定する内水面において採捕する場合は、この限りでない。

第七条 前二条の規定に違反して採捕した水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。(公共の用に供しない水面)

第八条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三条の水面に通ずるものには、政令で、第四条から前条までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。

(許可漁船の定数)

第九条 農林大臣は、水産資源の保護のために必要があるときは、漁業法第五十二条(指定遠洋漁業)の指定遠洋漁業又は同法第六十五条第一項(漁業調整に関する命令)及びこの法律の第四条の規定に基く省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類及び水域別に、省令で、当該漁業に従事することができる漁船の隻数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることが出来る。

- 2 農林大臣は、前項の定数を定める場合には、水産資源の現状及び現に当該漁業を営む者の数その他自然的及び社会的条件を総合的に勘案しなければならない。
- 3 農林大臣は、定数を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

(定数超過による許可の取消及び変更)

第十条 前条の規定により定数が定められた時に当該漁業の種類及び水域につき現に漁業の許可(漁業に関する起業の認可を含む。以下同じ。)を受けている漁船の隻数が定数をこえているときは、農林大臣は、左に掲げる事項を勘案して省令で定める基準に従い、そのこえる数の漁船につき、当該漁業に係る許可の取消の期日又は変更すべき当該漁業の操業区域及び変更の期日を指定しなければならない。



ならない。

- 一 各漁業者が当該漁業の種類及び水域につき許可を受けている漁船の隻数
- 二 当該漁業に従事する漁船の航海度数、主たる操業の場所、操業日数、網入数、漁獲数量その他の操業状況

三 賃金その他の給与等の労働条件

四 各漁業者の経済が当該漁業に依存する程度

- 2 農林大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

- 3 第一項の規定による指定をする場合において必要があると認めるときは、農林大臣は、当該漁業の種類及び水域につき漁業の許可を受けている漁船であつて同項の指定を受けなかつたものにつき、変更すべき当該漁船の操業区域及び変更の期日を指定することができる。

- 4 第一項又は前項の規定による指定は、告示をもつてする。

- 5 前項の告示をしたときは、当該漁業に係る許可は、その有効期間にかかわらず、その指定された期日に取り消され、又は操業区域の変更があつたものとする。

- 6 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次条の規定による補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で行なければならぬ。

(損失補償)

第十一条 政府は、前条第五項の規定による許可の取消又は操業区域の変更によつて生じた損失を当該処分を受けた者に対し補償しなければならない。

該処分を受けた者に対し補償しなければならない。

- 2 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。
- 3 前項の補償金額は、農林大臣が中央漁業調整審議会の意見をきいて定め、これを告示する。
- 4 補償金交付の方法は、政令で定める。
- 5 第三項の規定により告示された補償金額に不服がある者は、告示の日から九十日以内に、訴をもつて、その増額を請求することができる。
- 6 前項の訴においては、国を被告とする。

(漁業従事者に対する措置)

第十二条 第十条第五項の規定により許可の取消を受けた者は、同条第四項の告示の日現在において、許可を受けた漁船に乗り組んでいる者及び当該漁船のために陸上作業をしている者に対し、交付を受けた補償金のうち省令で定める金額を支給しなければならない。

(漁獲限度)

第十三条 農林大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第五十二条の指定遠洋漁業又は同法第六十五条第一項及びこの法律の第四条の規定に基づく省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類又は漁獲物の種類及び水域別に、当該漁業により漁獲すべき年間の数量の最高限度(以下「漁獲限度」という。)を定め、関係業者又はその団体に対し、この



- 2 農林大臣は、前項の漁獲限度を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

第二節 保護水面

(保護水面の定義)

第十四条 この法律において「保護水面」とは、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であつて、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として農林大臣が指定する区域をいう。

(保護水面の指定)

第十五条 保護水面は、農林大臣が、都道府県知事の申請に基いて、且つ、中央漁業調整審議会の意見をきいて農林大臣が定める基準に従つて、指定する。

- 2 都道府県知事は、前項の指定の申請をしようとするときは、当該保護水面の区域及びその指定が必要である理由を記載した申請書に、第十七条第一項に規定する当該保護水面の管理計画を添えなければならぬ。
- 3 都道府県知事は、第一項の指定の申請をしようとするときは、指定の申請をすること及び前項の管理計画について、指定を申請しようとする保護水面が漁業法第八十四条第一項に規定する海面に属する場合にあつては、当該保護水面につき定められた海区に設置した海区漁業調整委員会の意見を

を、指定を申請しようとする保護水面が同法第二百二十七条に規定する内水面に属する場合にあつては、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

- 4 農林大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定による都道府県知事の申請がない場合でも、同項に規定する基準に従つて、保護水面を指定することができる。
- 5 農林大臣は、前項の規定により保護水面の指定をするときは、第十七条第一項に規定する当該保護水面の管理計画を定めなければならない。
- 6 農林大臣は、第四項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定をすること及び前項の管理計画について、指定をしようとする保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 7 第三項の規定は、都道府県知事が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。
- 8 第一項又は第四項の規定による保護水面の指定は、保護水面の区域及び第十六条の規定によるその管理者の告示をもつてする。

(保護水面の管理者)

第十六条 保護水面の管理は、当該保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事が行う。但し、当該水面が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は当該水面の管轄が明確でないときは、農林大臣は、当該保護水面を管理する都道府県知事を指定し、又はみずから管理することができる。



(保護水面の管理計画)

第十七条 保護水面の管理計画においては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 増殖すべき水産動植物の種類並びにその増殖の方法及び増殖施設の概要
  - 二 採捕を制限し、又は禁止する水産動植物の種類及びその制限又は禁止の内容
  - 三 制限し、又は禁止する漁具又は漁船及びその制限又は禁止の内容
- 2 都道府県知事は、農林大臣の認可を受けて、その管理する保護水面の管理計画を変更することができる。この場合には、第十五条第三項の規定を準用する。
- 3 農林大臣は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、その管理する保護水面の管理計画を変更すべきことを命ずることができる。この場合には、第十五条第六項及び第七項の規定を準用する。

(工事の制限等)

第十八条 保護水面の区域(河川等、指定土地又は港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項(港湾区域の定義)に規定する港湾区域(その区域外百メートル以内の区域を含む。若しくは同法第五十六条第一項(港湾区域の定めない港湾)に規定する水域(以下第四項において「港湾区域」と総称する。))に係る部分を除く。)内において、埋立若しくはしゅんせつ<sup>しゅんせつ</sup>の工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更をきたす工事しようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事又は農林大臣は、前項の許可を受けなされた工事が当該保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認めるときは、当該工事の施行者に対し、当該工事を変更し、又は当該水面を原状に回復すべきことを命ずることができる。

3 建設大臣又は地方行政庁は、河川等若しくは指定土地に関する第一項に掲げる工事をし、若しくはさせようとする場合又はこれらの工事について河川法第十七条から第十九条まで(河川使用の許可等)の規定による許可若しくは砂防法第四条(指定土地における一定行為の禁止、制限)の規定による制限に係る許可をしようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣に協議しなければならない。

4 運輸大臣又は港湾管理者(港湾法第二条第一項(港湾管理者の定義)に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。)が港湾区域内における第一項に掲げる工事をしようとする場合又はこれらの工事について港湾管理者の長が同法第三十七条第一項(港湾区域内の工事の許可)の規定による許可をし、同条第三項(港湾区域内の国等の工事についての特例)の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六条第一項の規定による許可をし、同条第三項(港湾区域の定めない港湾への準用)の規定による協議に応じ、若しくは港湾管理者の長が同法第五十八条第二項(公有水面埋立法との関係)の規定により公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による都道府県知事の職権を行おうとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、運輸大臣、港湾管



理者の長又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣に協議しなければならない。

- 5 保護水面の区域内において水産動植物の保護培養のため特に必要があるときは、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣は、政令の定めるところにより、建設大臣若しくは地方行政庁又は運輸大臣、港湾管理者の長若しくは都道府県知事に対し、当該区域内における第一項に掲げる工事又はその工事により施設された工作物に関し必要な勧告をすることができる。

(費用の負担)

- 第十九条 都道府県知事が管理計画に基いて行う保護水面の管理に要する経費は、国の負担とする。

第三節 さく河魚類の保護培養

(国営の人工ふ化放流)

- 第二十条 農林大臣は、さく河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために、その人工ふ化放流を実施する。

- 2 農林大臣は、毎年度、前項の人工ふ化放流の実施に関する計画を定めなければならない。

- 3 前項の人工ふ化放流の計画においては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該年度において人工ふ化放流を実施する河川

二 当該年度において人工ふ化放流を実施する場所及び放流数

- 4 農林大臣は、第二項の人工ふ化放流の計画を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見

見をきかなければならない。

- 5 農林大臣は、省令の定めるところにより、第一項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

(受益者の費用負担)

- 第二十一条 農林大臣は、さく河魚類のうちさけ又はますを目的とする漁業を営む者が、前条第一項の規定により実施する人工ふ化放流により著しく利益を受けるときは、その者にその実施に要する費用の一部を負担させることができる。

(さく河魚類の通路の保護)

- 第二十二条 さく河魚類の通路となつてゐる水面に設置した工作物の所有者又は占有者は、さく河魚類のさく上を妨げないように、その工作物を管理しなければならない。

- 2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の工作物の所有者又は占有者が同項の規定による管理を怠つていと認めるときは、その者に対し、同項の規定に従つて管理すべきことを命ずることができる。

- 第二十三条 農林大臣は、さく河魚類の通路を害する虞があると認めるときは、水面の一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。

- 2 農林大臣は、前項の規定による制限をしようとするときは、当該工作物を設置しようとする者に対し、さく河魚類の通路又は当該通路に代るべき施設を設置すべきこと、もし、さく河魚類の通路



又は当該通路に代るべき施設を設置することが著しく困難であると認める場合においては、当該水面におけるさく河魚類又はその他の魚類の繁殖に必要な施設を設置し、又は方法を講ずべきことを命ずることによつても、これを行うことができる。

3 前項の規定による命令を受けた者は、省令の定めるところにより、当該命ぜられた事項についての計画を作成し、これについて農林大臣の承認を受けなければならない。

第二十四条 農林大臣は、工作物がさく河魚類の通路を害すると認めるときは、その所有者又は占有者に対し、除害工事を命ずることができる。

2 前項の規定により除害工事を命ずるときは、次項の規定による補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に対し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二條第二項の規定による命令に違反した者に対し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に対しては、補償しない。

4 第一項の規定による除害工事の命令が利害関係人の申請によつてされたときは、農林大臣の定めるところにより、当該申請者が、前項本文の規定による補償をしなければならない。

5 前二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつて、その増減を請求することができる。

6 前項の訴においては、国を被告とする。但し、第四項の場合においては、申請者又は工作物につ

いて権利を有する者を被告とする。

7 第一項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合において、当該工作物の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、当該先取特権者、質権者又は抵当権者から供託しなくてもよい旨の申出がある場合を除き、農林大臣又は第四項の当該申請者は、第三項又は第四項の補償金を供託しなければならない。

8 前項の先取特権者、質権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

(内水面におけるさくの採捕禁止)

第二十五条 漁業法第二百七條に規定する内水面においては、さく河魚類のうちさくを採捕してはならない。但し、漁業の免許を受けた者又は漁業法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基づく省令若しくは規則の規定により農林大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基いて採捕する場合は、この限りでない。

(公共の用に供しない水面)

第二十六条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三條の水面に通ずるものには、政令で、第二十二條から前條までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。

第四節 水産動植物の種苗の確保

(届出の義務)



**第二十七条** 省令で定める水産動植物の種苗を、業として、販売の目的をもつて採捕し、又は生産しようとする者は、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならぬ。その業を廃止したときも、同様とする。

(生産及び配付の指示)

**第二十八条** 農林大臣は、前条に規定する水産動植物の種苗を確保するために必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、同条に規定する者に対し、当該水産動植物の種苗の生産又は配付につき必要な指示をすることができる。

**第三章 水産資源の調査**

(水産資源の調査)

**第二十九条** 農林大臣は、この法律の目的を達成するために、水産資源の保護培養に必要であると認められる種類の漁業について、漁獲数量、操業の状況及び海況等に関し、科学的調査を実施しなければならぬ。

2 農林大臣は、省令の定めるところにより、前項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

(報告の徴収)

**第三十条** 農林大臣又は都道府県知事は、前条の調査を行うために必要があると認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に、漁獲の数量、時期、方法その他必要な事項を報告させることができる。

できる。

**第四章 補助**

(補助)

**第三十一条** 国は、この法律の目的を達成するために、予算の範囲内において、左の各号に掲げる者に対し、それぞれ左の各号に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 さく河魚類の通路となつてゐる水面に設置した工作物の所有者又は占有者(第二十四条第一項の規定による除害工事の命令を受けた者を除く。)が、当該水面において、第二十三条第二項に規定する施設を設置し、又は改修するのに要する費用

二 国以外の者がさく河魚類のうちさけ又はますの人工ふ化放流事業を行うのに要する費用

**第五章 雑則**

(水産資源保護指導官及び水産資源保護指導吏員)

**第三十二条** 農林大臣又は都道府県知事は、予算の範囲内で、所部の職員の中から水産資源保護指導官又は水産資源保護指導吏員を命じ、水産資源の保護培養に関する事項の指導及び普及その他のこの法律及びこの法律に基く命令の励行に関する事務をつかさどらせる。

(水産資源の保護培養に関する協力)

**第三十三条** 都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、漁業協同組合その他の者に対し、水産資源の保護培養に関し協力を求めることができる。



(水産資源保護部会)

第三十四条 中央漁業調整審議会に、水産資源の保護培養に関する重要事項を分掌させるために水産資源保護部会を置く。

(訴願)

第三十五条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした行政庁の処分不服がある者は、農林大臣に訴願することができる。但し、第十一条第五項又は第二十四条第五項の規定により訴を提起することができる場合は、この限りでない。

第六章 罰則

第三十六条 第五条から第七条までの規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第十八条第一項の許可を受けずに、同項の工事をした者

二 第二十三条第一項又は第二項の規定による制限又は禁止に違反した者

三 第二十四条第一項の規定による命令に違反した者

四 第二十五条の規定に違反した者

第三十八条 第三十六条又は前条第四号の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船

又は漁具は、没収することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十九条 第三十六条又は第三十七条の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四十条 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第二十三条第三項の規定に違反した者

二 第二十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十六条、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。但し、第二十四条、第三十二条、第三十四条及び第三十七条第三号の規定並びに第三十九条及



- び第四十一条の規定中第三十七条第三号の違反行為に関する部分の施行期日は、昭和二十七年四月一日以後でなければならぬ。
- 2 この法律施行の際現に第二十七条に規定する業を行つてゐる者は、この法律施行の日から六十日以内に、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならぬ。
- 3 第四十条第二号及び第四十一条の規定は、前項の場合に準用する。
- 4 漁業法の一部を次のように改正する。
- 第五十八条第一項中「水産資源枯渇防止法(昭和二十五年法律第七十一号)第二条第一項」を「水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第九条第一項」に改める。
- 第六十五条第一項中「水産動植物の繁殖保護、」及び第五号から第七号までを削り、同条第四項中「、漁具及び同項第七号の水産動植物」を「及び漁具」に改める。
- 第六十八条から第七十一条までを次のように改める。
- 第六十八条から第七十一条まで 削除**
- 第七十三条中「第六十五条(漁業調整に関する命令)及び第六十八条から第七十一条まで(漁法の制限及びさく、河魚類の保護)の規定並びにこれら」を「第六十五条(漁業調整に関する命令)の規定及びこれ」に改める。
- 第一百三十三条第三項第二号中「五人」を「十人」に改める。
- 第三百三十八条第七号及び第三百三十九条第三号を削る。

- 5 水産資源枯渇防止法(昭和二十五年法律第七十一号)は、廃止する。
- 6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 文化財保護法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十二月二十四日 法律第三百十八号)

- 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。
- 第十七条中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。
- 十七 文化財に関する知識の普及及び理解の徹底に関すること。
- 第十八条に次の一号を加える。
- 十八 文化財に関する調査研究の委託に関すること。
- 第二十条中「研究所」を「文化財研究所」に改める。
- 第二十二条第二項及び第三項を次のように改める。
- 2 国立博物館の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
東京	国立博物館	東	京 都

文化財保護法の一部を改正する法律(三一八)



京都国立博物館 京都市

3 東京国立博物館の分館を奈良市に置く。

同条第四項中「国立博物館」の下に「及びその分館」を加える。

第二十三条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「研究所」を「文化財研究所」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 文化財研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
東京文化財研究所		東京	京都
奈良文化財研究所		奈良	市

同条第四項中「研究所」を「文化財研究所及びその支所」に改める。

第三十四条本文中「変更したときは、」を「変更しようとするときは、」に、「二十日以内に」を「所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに」に改め、同条但書を次のように改める。

但し、委員会規則の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は委員会規則の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

第四十二条第一項中「第四十条第二項の規定により徴収された部分を除く。」を「第四十条第一項の規

定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。  
以下この条において同じ。」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一 その者が当該重要文化財を譲り渡した時までに納付した相続税額は前号の相続税額の課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合の相続税額に相当する額

三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき委員会が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)

四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数は同条第六項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。  
この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。



第四十六条第二項中「二十日」を「三十日」に改める。

第七十五条中「第三十二条の規定を準用する。」を「第三十二条の規定を、前条第一項に規定する所有者には、第五十六条第一項の規定を準用する。」に改める。

第八十六条中「公共福祉用財産」を「同法第三条第二項第二号に規定する公共福祉用財産」に改める。  
第八十七条第一項本文中「そのものは、」の下に「公共福祉用財産として」を加え、同項但書を次のように改める。

但し、そのものが同法第三条第二項に規定する他の行政財産であるとき、国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)に規定する国有林野に属するものであるとき、又は他の法律の適用上有財産法第三条第三項に規定する普通財産として取り扱ふべき特別の必要のあるものであるときは、そのものをこれらの財産として関係各省各庁の長(同法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)が管理するか、又は公共福祉用財産として文部大臣が管理するかは、文部大臣、関係各省各庁の長及び大蔵大臣が協議して定める。

第九十九条第一項第二号中「第八十条第二項で準用する場合を含む。」を「又は第八十条」に改める。  
百三条に次の一項を加える。

4 この法律の規定により委員会に対してなすべき届出、報告、申出又は指定書の返付は、その届書その他の書類又は指定書が第一項の規定により經由すべき都道府県の教育委員会に到達した時に行われたものとみなす。

第百四条の次に次の二条を加える。

(委員会に対する意見具申)

第百四条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、委員会に対して意見を具申することができる。

(教育委員会の文化財専門委員)

第百四条の三 都道府県の教育委員会に文化財専門委員を置くことができる。

2 文化財専門委員は、文化財の保存及び活用に関し、都道府県の教育委員会の諮問に答え、又は都道府県の教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

3 文化財専門委員に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

4 前項の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一条に規定する事件の例による。

第百二十四条第二項中「この法律に基く研究所」を「この法律に基く東京文化財研究所」に改める。

### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十条、第二十二條、第二十三條及び第百二十四条第二項の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、改正前の文化財保護法第三十四条の規定は、なおその効力を有する。

文化財保護法の一部を改正する法律(三一八)



文化財保護法の一部を改正する法律(三一八)

四五二

3

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。  
第二十二条中「研究所」を「文化財研究所」に改める。

4

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項を次のように改める。

この法律並びにこれに基く命令及び条例の規定は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十号)の規定によつて国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、若しくは仮指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によつて重要美術品等として認定された建築物を建築し、修繕し、又は模様替する場合には適用しない。

## 条 約



## 日本国との平和条約

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならぬことを決意し、よつて、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望するので、

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第五十五条及び第五十六条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によつて作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

よつて、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、これに応じて下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

### 第一章 平和

#### 第一条

日本国との平和条約



- (a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。
- (b) 連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第二章 領域

第二条

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に關連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。
- (e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に關する利益についても、すべての請求権を放棄する。
- (f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第三条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の島島及び南島島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

第四条

(a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む）で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びその住民（法人を含む）に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む）の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。第二条に掲げる地域にある連合国又はその国民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行っている当局が現状で返還しなければならない。（国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。）

(b) 日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

(c) 日本国とこの条約に従つて日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等



分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。

第三章 安全

第五条

- (a) 日本国は、国際連合憲章第二条に掲げる義務、特に次の義務を受諾する。
  - (i) その国際紛争を、平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決すること。
  - (ii) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。
  - (iii) 国際連合が憲章に従つてとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合が防止行動又は強制行動をとるいかなる国に対しても援助の供与を慎むこと。
- (b) 連合国は、日本国との関係において国際連合憲章第二条の原則を指針とすべきことを確認する。
- (c) 連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。

第六条

- (a) 連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければならない。但し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐屯又は駐留を妨げるものではない。
- (b) 日本国軍隊の各自の家庭への復帰に関する千九百四十五年七月二十六日のポツダム宣言の第九項の規定は、まだその実施が完了されていない限り、実行されるものとする。
- (c) また代価が支払われていないすべての日本財産で、占領軍の使用に供され、且つ、この条約の効力発生の時に占領軍が占有しているものは、相互の合意によつて別段の取極が行われない限り、前記の九十日以内に日本国政府に返還しなければならない。

第四章 政治及び経済条項

第七条

- (a) 各連合国は、自国と日本国との間にこの条約が効力を生じた後一年以内に、日本国との戦前のいづれの二国間の条約又は協約を引き続いて有効とし又は復活させることを希望するかを日本国に通告するものとする。こうして通告された条約又は協約は、この条約に適合することを確保するため必要な修正を受けるだけで、引き続き有効とされ、又は復活される。こうして通告された条約及び協約は、通告の日の後三箇月で、引き続き有効なもののみなされ、又は復活され、且つ、国



際連合事務局に登録されなければならない。日本国にこうして通告されないすべての条約及び協約は、廃棄されたものとみなす。

(b) この条の(a)に基づいて行う通告においては、条約又は協約の実施又は復活に関し、国際関係について通告国が責任をもつ地域を除外することができる。この除外は、除外の適用を終止することが日本国に通告される日の三箇月後まで行われるものとする。

第八条

(a) 日本国は、連合国が千九百三十九年九月一日に開始された戦争状態を終了するために現に締結し又は今後締結するすべての条約及び連合国が平和の回復のため又はこれに関連して行う他の取極の完全な効力を承認する。日本国は、また、従前の国際連盟及び常設国際司法裁判所を終止するために行われた取極を受諾する。

(b) 日本国は、千九百十九年九月十日のサン・ジェルマン・アン・レイの諸条約及び千九百三十六年七月二十日のモントルーの海峡条約の署名国であることに由来し、並びに千九百二十三年七月二十四日にローザンヌで署名されたドルコとの平和条約の第十六条に由来するすべての権利及び利益を放棄する。

(c) 日本国は、千九百三十年一月二十日のドイツと債権国との間の協定及び千九百三十年五月十七日の信託協定を含むその附属書並びに千九百三十年一月二十日の国際決済銀行に関する条約及び国際決済銀行の定数に基づいて得たすべての権利、権原及び利益を放棄し、且つ、それから生ずるすべて

の義務を免かれる。日本国は、この条約の最初の効力発生の後六箇月以内に、この項に掲げる権利、権原及び利益の放棄をバリの外務省に通告するものとする。

第九条

日本国は、公海における漁漁の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する二国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。

第十条

日本国は、千九百一一年九月七日に北京で署名された最終議定書並びにこれを補足するすべての附属書、書簡及び文書の規定から生ずるすべての利得及び特権を含む中国におけるすべての特殊の権利及び利益を放棄し、且つ、前記の議定書、附属書、書簡及び文書を日本国に関して廃棄することに同意する。

第十一条

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。



第十二条

- (a) 日本国は、各連合国と、貿易、海運その他の通商の関係を安定した且つ友好的な基礎の上におくために、条約又は協定を締結するための交渉をすみやかに開始する用意があることを宣言する。
- (b) 該当する条約又は協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生の後四年間、
  - (1) 各連合国並びにその国民、産品及び船舶に次の待遇を与える。
    - (i) 貨物の輸出入に対する、又はこれに関連する関税、課金、制限その他の規制に関する最恵国待遇
    - (ii) 海運、航海及び輸入貨物に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びその利益に関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課及び徴収、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権（有体財産及び無体財産に関するもの）、日本国の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。
  - (2) 日本国の国営商企業の国外における売買が商業的考慮にのみ基くことを確保する。
- (c) もつとも、いずれの事項に関しても、日本国は、連合国が当該事項についてそれぞれ内国民待遇又は最恵国待遇を日本国に与える限度においてのみ、当該連合国内国民待遇又は最恵国待遇を与える義務を負うものとする。前段に定める相互主義は、連合国の非本土地域の産品、船舶、法人及びそこに住所を有する人の場合並びに連邦政府をもつ連合国の邦又は州の法人及びそこに住所

を有する人の場合には、その地域、邦又は州において日本国に与えられる待遇に照らして決定される。

- (d) この条の適用上、差別的措置であつて、それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基くもの、その当事国の対外的財政状態若しくは国際収支を保護する必要に基くもの（海運及び航海に関するものを除く。）又は重大な安全上の利益を維持する必要に基くものは、事態に相応しており、且つ、ほしいままたは不合理な方法で適用されない限り、それぞれ内国民待遇又は最恵国待遇の許与を害するものと認めてはならない。
- (e) この条に基く日本国の義務は、この条約の第十四条に基く連合国の権利の行使によつて影響されるものではない。また、この条の規定は、この条約の第十五条によつて日本国が引き受ける約束を制限するものと了解してはならない。

第十三条

- (a) 日本国は、国際民間航空運送に関する二国間又は多数国間の協定を締結するため、一又は二以上の連合国の要請があつたときはすみやかに、当該連合国と交渉を開始するものとする。
- (b) 一又は二以上の前記の協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生の時から四年間、この効力発生の日にいずれかの連合国が行使しているところよりも不利でない航空交通の権利及び特権に関する待遇を当該連合国に与え、且つ、航空業務の運営及び発達に関する完全な機会均等を与えるものとする。



(o) 日本国は、国際民間航空条約第九十三条に従つて同条約の当事国となるまで、航空機の国際航空に適用すべきこの条約の規定を実施し、且つ、同条約の条項に従つて同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続を実施するものとする。

第五章 請求権及び財産

第十四条

(a) 日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとするれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される。

よつて、

1 日本国は、現在の領域が日本国軍隊によつて占領され、且つ、日本国によつて損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによつて、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。その取極は、他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。また、原材料からの製造が必要とされる場合には、外国為替上の負担を日本国に課さないために、原材料は、当該連合国が供給しなければならぬ。

2 (I) 次の(II)の規定を留保して、各連合国は、次に掲げるものすべての財産、権利及び利益で

この条約の最初の効力発生の時にその管轄の下にあるものを差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する。

(a) 日本国及び日本国民

(b) 日本国又は日本国民の代理人又は代行者並びに

(c) 日本国又は日本国民が所有し、又は支配した団体

この(I)に明記する財産、権利及び利益は、現に、封鎖され、若しくは所屬を變じており又は連合国の敵産管理当局の占有若しくは管理に係るもので、これらの資産が当該当局の管理の下におかれた時に前記の(a)、(b)又は(c)に掲げるいずれかの人又は団体に属し、又はこれらのために保有され、若しくは管理されていたものを含む。

(II) 次のものは、前記の(I)に明記する権利から除く。

(i) 日本国が占領した領域以外の連合国の一国の領域に当該政府の許可を得て戦争中に居住した日本の自然人の財産。但し、戦争中に制限を課され、且つ、この条約の最初の効力発生日にこの制限を解除されない財産を除く。

(ii) 日本国政府が所有し、且つ、外交目的又は領事目的に使用されたすべての不動産、家具及び備品並びに日本国の外交職員又は領事職員が所有したすべての個人の家具及び用具類その他の投資的性質をもたない私有財産で外交機能又は領事機能の遂行に通常必要であつたもの



- (iii) 宗教団体又は私的慈善団体に属し、且つ、もつぱら宗教又は慈善の目的に使用した財産
- (iv) 関係国と日本国との間における千九百四十五年九月二日後の貿易及び金融の関係の再開の結果として日本国の管轄内にはいつた財産、権利及び利益。但し、当該連合国の法律に反する取引から生じたものを除く。
- (v) 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産に関する権利、権原若しくは利益、日本国の法律に基いて組織された企業に関する利益又はこれらについての証書。但し、この例外は、日本国の通貨で表示された日本国及びその国民の債務にのみ適用する。
- (III) 前記の例外(i)から(v)までに掲げる財産は、その保存及び管理のために要した合理的な費用が支払われることを条件として、返還しなければならない。これらの財産が清算されているときは、代りに売得金を返還しなければならない。
- (IV) 前記の(I)に規定する日本財産を差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利は、当該連合国の法律に従つて行使され、所有者は、これらの法律によつて与えられる権利のみを有する。
- (V) 連合国は、日本の商標並びに文学的及び美術的著作権を各国の一般的事情が許す限り日本国に有利に取り扱うことに同意する。
- (b) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接

軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。

第十五条

- (a) この条約が日本国と当該連合国との間に効力を生じた後九箇月以内に申請があつたときは、日本国は、申請の日から六箇月以内に、日本国にある各連合国及びその国民の有体財産及び無体財産並びに種類のいかんを問はずすべての権利又は利益で、千九百四十一年十二月七日から千九百四十五年九月二日までの間のいずれかの時に日本国内にあつたものを返還する。但し、所有者が強迫又は詐欺によることなく自由にこれらを処分した場合は、この限りでない。この財産は、戦争があつたために課せられたすべての負担及び課金を免除して、その返還のための課金を課さずに返還しなければならない。所有者により若しくは所有者のために又は所有者の政府により所定の期間内に返還が申請されない財産は、日本国政府がその定めるところに従つて処分することができる。この財産が千九百四十一年十二月七日に日本国に所在し、且つ、返還することができず、又は戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には、日本国内閣が千九百五十一年七月十三日に決定した連合国財産補償法案の定める条件よりも不利でない条件で補償される。
- (b) 戦争中に侵害された工業所有権については、日本国は、千九百四十九年九月一日施行の政令第三百九号、千九百五十年一月二十八日施行の政令第十二号及び千九百五十年二月一日施行の政令第九号(いずれも改正された現行のものとする。)によりこれまで与えられたところよりも不利でない利益を引き続いて連合国及びその国民に与えるものとする。但し、前記の国民がこれらの政令に定め



られた期限までにこの利益の許与を申請した場合に限る。

- (c) (i) 日本国は、公にされ及び公にされなかつた連合国及びその国民の著作物に関して千九百四十一年十二月六日に日本国に存在した文学的及び美術的著作権がその日以後引き続き効力を有することを認め、且つ、その日に日本国が当事国であつた条約又は協定が戦争の発生の時又はその時以後日本国又は当該連合国の国内法によつて廃棄され又は停止されたかどうかを問わずこれらの条約及び協定の実施によりその日以後日本国において生じ、又は戦争がなかつたならば生ずるはずであつた権利を承認する。

- (ii) 権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支払又は他のいかなる手続もすることなく、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間は、これらの権利の通常期間から除算し、また、日本国において翻訳権を取得するために文学的著作物が日本語に翻訳されるべき期間からは、六箇月の期間を追加して除算しなければならぬ。

第十六条

日本国の捕虜であつた間に不当な苦難を被つた連合国軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本国は、戦争中申立てであつた国にある又は連合国のいづれかと戦争していた国にある日本国及びその国民の資産又は、日本国が選択するときは、これらの資産と等価のものを赤十字国際委員会に引き渡すものとし、同委員会は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を、同委員会が

衡平であると決定する基礎において、捕虜であつた者及びその家族のために、適当な国内機関に対して分配しなければならぬ。この条約の第十四条(a)2(ii)の(ii)から(v)までに掲げる種類の資産は、条約の最初の効力発生の時に日本国に居住しない日本の自然人の資産とともに、引渡しから除外する。またこの条の引渡規定は、日本国の金融機関が現に所有する一万九千七百七十株の国際決済銀行の株式には適用がないものと了解する。

第十七条

- (a) いずれかの連合国の要請があつたときは、日本国政府は、当該連合国の国民の所有権に係る事件に関する日本国の捕獲審検所の決定又は命令を国際法に従い再審査して修正し、且つ、行われた決定及び発せられた命令を含めて、これらの事件の記録を構成するすべての文書の写を提供しなければならぬ。この再審査又は修正の結果、返還すべきことが明らかになつた場合には、第十五条の規定を当該財産に適用する。

- (b) 日本国政府は、いずれかの連合国の国民が原告又は被告として事件について十分な陳述ができなかつた訴訟手続において、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間に日本国の裁判所が行つた裁判を、当該国民が前記の効力発生の後一年以内にいつでも適当な日本国の機関に再審査のため提出することができるようにするために、必要な措置をとらなければならぬ。日本国政府は、当該国民が前記の裁判の結果損害を受けた場合には、その者をその裁判が行われる前の地位に回復するようにし、又はその者にそれぞれの事情の下



において公正且つ衡平な救済が与えられるようにしなければならない。

第十八条

(a) 戦争状態の介在は、戦争状態の存在前に存在した債務及び契約（債券に関するものを含む。）並びに戦争状態の存在前に取得された権利から生ずる金銭債務で、日本国の政府若しくは国民が連合国の一国の政府若しくは国民に対して、又は連合国の一国の政府若しくは国民が日本国の政府若しくは国民に対して負っているものを支払う義務に影響を及ぼさなかつたものと認める。戦争状態の介在は、また、戦争状態の存在前に財産の滅失若しくは損害又は身体傷害若しくは死亡に関して生じた請求権で、連合国の一国の政府が日本国政府に対して、又は日本国政府が連合国政府のいずれかに対して提起し又は再提起するものの当否を審議する義務に影響を及ぼすものとみなしてはならない。この項の規定は、第十四条によつて与えられる権利を害するものではない。

(b) 日本国は、日本国の戦前の対外債務に関する責任と日本国が責任を負うと後に宣言された団体の債務に関する責任とを確認する。また、日本国は、これらの債務の支払再開に関して債権者とすみやかに交渉を開始し、他の戦前の請求権及び債務に関する交渉を促進し、且つ、これに応じて金額の支払を容易にする意図を表明する。

第十九条

(a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に

日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。

(b) 前記の放棄には、千九百三十九年九月一日からこの条約の効力発生までの間に日本国の船舶に関していづれかの連合国がとつた行動から生じた請求権並びに連合国の手中にある日本人捕虜及び被抑留者に関して生じた請求権及び債権が含まれる。但し、千九百四十五年九月二日以後いづれかの連合国が制定した法律で特に認められた日本人の請求権を含まない。

(c) 相互放棄を条件として、日本国政府は、また、政府間の請求権及び戦争中に受けた滅失又は損害に関する請求権を含むドイツ及びドイツ国民に対するすべての請求権（債権を含む。）を日本国政府及び日本国民のために放棄する。但し、(a)千九百三十九年九月一日前に締結された契約及び取得された権利に関する請求権並びに(b)千九百四十五年九月二日後に日本国とドイツとの間の貿易及び金融の関係から生じた請求権を除く。この放棄は、この条約の第十六条及び第二十条に従つてとられる行動を害するものではない。

(d) 日本国は、占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の日本国の法律によつて許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、連合国民をこの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動もとらないものとする。

第二十条

日本国は、千九百四十五年のベルリン会議の議事の議定書に基いてドイツ財産を処分する権利を有



する諸国が決定した又は決定する日本国にあるドイツ財産の処分を確実にするために、すべての必要な措置をとり、これらの財産の最終的処分が行われるまで、その保存及び管理について責任を負うものとする。

第二十一条

この条約の第二十五条の規定にかかわらず、中国は、第十条及び第十四条(a)2の利益を受ける権利を有し、朝鮮は、この条約の第二条、第四条、第九条及び第十二条の利益を受ける権利を有する。

第六章 紛争の解決

第二十二条

この条約のいずれかの当事国が特別請求権裁判所への付託又は他の合意された方法で解決されない条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたとき、紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。日本国及びまだ国際司法裁判所規程の当事国でない連合国は、それぞれがこの条約を批准する時に、且つ、千九百四十六年十月十五日の国際連合安全保障理事会の決議に従つて、この条に掲げた性質をもつすべての紛争に関して一般的に同裁判所の管轄権を特別の合意なしに受諾する一般的宣言書を同裁判所書記に寄託するものとする。

第七章 最終条項

第二十三条

(a) この条約は、日本国を含めて、これに署名する国によつて批准されなければならない。この条約

は、批准書が日本国により、且つ、主たる占領国としてのアメリカ合衆国を含めて、次の諸国、すなわちオーストラリア、カナダ、セイロン、フランス、インドネシア、オランダ、ニュー・ジータンド、パキスタン、フィリピン、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の過半数により寄託された時に、その時に批准しているすべての国に関して効力を生ずる。この条約は、その後これを批准する各国に関しては、その批准書の寄託の日に効力を生ずる。

(b) この条約が日本国の批准書の寄託の日の後九箇月以内に日本国政府及びアメリカ合衆国政府にその旨を通告して、自国と日本国との間にこの条約の効力を生じさせることができる。

第二十四条

すべての批准書は、アメリカ合衆国政府に寄託しなければならない。同政府は、この寄託、第二十三条(a)に基くこの条約の効力発生の日及びこの条約の第二十三条(b)に基いて行われる通告をすべての署名国に通告する。

第二十五条

この条約の適用上、連合国とは、日本国と戦争していた国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていたものをいう。但し、各場合に当該国がこの条約に署名し且つこれを批准したことを条件とする。第二十一条の規定を留保して、この条約は、ここに定義された連合国の一国でないいずれの国に対しても、いかなる権利、権原又は利益も与えるものではない。また、日本国のいかな



る権利、権原又は利益も、この条約のいかなる規定によつても前記のとおり定義された連合国の一國でない國のために減損され、又は害されるものとみなしてはならない。

第二十六条

日本国は、千九百四十二年一月一日の連合國宣言に署名し若しくは加入しており且つ日本国に対して戦争状態にある國又は以前に第二十三条に列記する國の領域の一部をなしていた國で、この条約の署名國でないものと、この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二國間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この条約の最初の効力発生の後三年で満了する。日本国が、いずれかの國との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその國に与える平和処理又は戦争請求権処理を行つたときは、これと同一の利益は、この条約の當事國にも及ぼされなければならない。

第二十七条

この条約は、アメリカ合衆國政府の記録に寄託する。同政府は、その認証謄本を各署名國に交付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語により作成した。

アルゼンティンのために

イポリト・J・パス

オーストラリアのために

パーシー・C・スベンダー

ベルギー王国のために

ポール・ヴァン・セラシ

シルヴェルクリューイ

ホリヴィアのために

ルイス・ガチャリヤ

ブラジルのために

カルロス・マルティンス

A・デ・メルロフランコ

カンボディアのために

フレン

カナダのために

レスター・B・ピアソン

R・W・メイヒュー

日本国との平和条約

セイロンのために

J・R・S・ジャイエワルデネ

G・C・S・コレア

R・G・セナナヤケ

チリのために

F・ニエト・デル・リオ

コロンビアのために

シブリアノ・レストレポハラミリヨ

セバステイアン・オスピナ

コスタ・リカのために

J・ラファエル・オレアムノ

V・バルガス

ルイス・ドブレス・サンチェス

キューバのために

O・ガンス

L・マチャド

ホアキン・メイエル



日本国との平和条約

P ミニカ共和国のために

V ・オルドネス

ルイス・F ・トメン

エクアドルのために

A ・ケベド

R ・G ・バレンスエラ

エジプトのために

カミル・A ・ラヒム

サルヴァドルのために

エクトル・ダビド・カストロ

ルイス・リバス・パラシオス

エテオピアのために

メン・ヤイエヒラド

フランスのために

シエーマン

H ・ボネ

ポール・エミール・ナギアール

ギリシヤのために

A ・G ・ポリティス

グアテマラのために

E ・カステイリヨ・A

A ・M ・オレリヤナ

J ・メンドサ

ハイテイのために

ジャック・N ・レジエ

G ・ララク

ホンデユラスのために

J ・E ・バレンスエラ

ロベルド・ガルベス・B

ラウル・アルバラド・T

インドネシアのために

アーマッド・スバルヂョ

イランのために

A ・G ・アルダラン

イラクのために

A ・I ・バクル

ラオスのために

サヴァン

レバノンのために

シャルル・マリク

リベリアのために

ガブリエル・L ・デニス

ジェームズ・アンダーソン

レーモンド・ホラス

J ・ルドルフ・グライムズ

ルクセンブルグ大公国のために

ユーグ・ル・ガレ

メキシコのために

ラファエル・デ・ラ・コリナ

グスタボ・ディアス・オルダス

A ・P ・ガスガ

日本国との平和条約

オランダ王国のために

D ・U ・ステイッケル

J ・H ・ヴァン・ロイエン

ニュー・ジブランドのために

C ・ベレンドセン

ニカラグアのために

G ・セビリヤ・サカサ

グスタボ・マンサナレス

ノールウェー王国のために

ヴァイルヘルム・ムンテ・モルゲンステイルネ

パキスタンのために

ザフルラ・カーン

パナマのために

イグナシオ・モリノ

ホセ・A ・レモン

アルフレド・アレマン

J ・コルドベス



日本国との平和条約

パラグアイのために

ルイス・オスカル・ベットネル

ペルーのために

F・ベルクメイエル

フィリピン共和国のために

カルロス・P・ロムロ

J・M・エリサルデ

ピセンテ・フランシスコ

デイオスタド・マカパガル

エミリアノ・T・テイロナ

V・G・シンコ

サウデイ・アラビアのために

アサッド・アルルフアキー

シリアのために

F・エルクローリ

トルコ共和国のために

フェリドゥン・C・エルキン

南アフリカ連邦のために

G・P・ジェースト

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連

合王国のために

ハーバート・モリソン

ケネス・ヤンガー

オリヴァー・フランクス

アメリカ合衆国のために

デイーン・アチソン

ジョーン・フォスター・ダレス

アレキサンダー・ワイリー

ジョン・J・スパークマン

ウルグアイのために

ホセ・A・モラ

ヴェネズエラのために

アントニオ・M・アラウホ

R・ガリエゴス・M

ヴェトナムのために

T・V・フウ

T・グイン

D・タン

アウ・キン

日本国のために

吉田茂

池田勇人

菅米地義三

星島二郎

徳川宗敬

一万田尙登

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の時において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よつて、日本国は、平和条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。

平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すでの国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約



これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。よつて、両国は、次のとおり協定した。

第一条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎようを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

第二条

第一条に掲げる権利が行使される間は、日本国は、アメリカ合衆国の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に関する権利、権力若しくは権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍

若しくは海軍の通過の権利を第三国に許与しない。

第三条

アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

第四条

この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的の安全保障措置が効力を生じたとき日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

第五条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を生ずる。以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、日本語及び英語により、本書二通を作成した。

日本国のために

アメリカ合衆国のために

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約



吉田 茂

デイン・アチソン  
 ジョーン・フォスター・ダレス  
 アレキサンダー・ワイリー  
 スタイルス・ブリッジス

第十二回国会法律・条約審議経過

法律名	衆議院		参議院		公布 月日	公布 番号
	提出 月日	委員 付託	提出 月日	委員 付託		
国会議員の歳費・旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律	衆 二・二七	省 二・二七	議運 二・二三	可決 二・二七	二・三〇	二七六
行政組織	衆 二・二七	略 二・二三	議運 二・二三	可決 二・二七	二・三〇	二七六
日本国在外事務所設置法の一部を改正する法律	閣 二・三〇	外務 二・二二	外務 二・三〇	可決 二・二六	二・三〇	二六〇
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律	閣 二・二四	大蔵 二・二五	大蔵 二・九	可決 二・二七	二・二四	二六二
公職に関する就職禁止、退職等に関する法令の規定による賞書	閣 二・二二	内閣 二・二二	内閣 二・二四	可決 二・二七	二・二四	二六八
該当者の指定の解除に関する法律	閣 二・二二	可決 二・二二	内閣 二・二四	可決 二・二二	二・二九	二六八

第十二回国会法律・条約審議経過



特別職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律	閣	二・二四	人事	二・二四	可決	二・二七	人事	二・二七	可決	二・二八	二・三〇	二七七
一般職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律	閣	二・二〇	人事	二・二〇	可決	二・二五	人事	二・二五	可決	二・二八	二・三〇	二七八
外務省設置法	閣	二・一	内閣	二・一	可決	二・二六	内閣	二・二七	可決	二・二八	二・三一	二八三
昭和二十六年年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律	閣	二・一	人事	二・一	可決	二・二五	人事	二・二五	可決	二・二八	二・三一	二八四
未復員者給与法等の一部を改正する法律	参	二・二	大蔵	二・二	修正	二・二三	引揚	二・三二	可決	二・二八	二・三一	二八六
(右に対する回付案)					修正	二・二三			可決	二・二七	二・三一	二八六
行政機関職員定員法の一部を改正する法律	閣	一〇・三〇	内閣	一〇・三〇	修正	二・二三	内閣	二・二三	修正	二・三〇	二・三〇	二九七
(右に対する回付案)					同意	二・三〇			同意	二・二七	二・三一	二九七
国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律	閣	二・二三	大蔵	二・二三	可決	二・二七	人事	二・二七	可決	二・三〇	二・三〇	三〇〇
恩給法の一部を改正する法律	閣	二・二七	内閣	二・二七	可決	二・二三	人事	二・二七	可決	二・三〇	二・三〇	三〇〇
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律	閣	二・二六	大蔵	二・二六	可決	二・三〇	大蔵	二・三三	可決	二・二九	二・二九	三〇七

昭和二十六年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合の規定による年金の額の改定に関する法律

地方自治

地方税法の一部を改正する法律  
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

司法

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律  
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律  
裁判所職員臨時措置法

財務

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
二・二六	二・二四	二・二四	二・二四	二・二二	二・二〇	二・二〇	二・二六	二・二六	二・二〇	二・二〇	二・二六	二・二六
大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	地方	地方	大蔵	大蔵	地方	地方	大蔵	大蔵
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
二・二八	二・二八	二・二五	二・二五	二・二五	二・二五	二・二五	二・二三	二・二三	二・二五	二・二五	二・二三	二・二三
大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	地方	地方	大蔵	大蔵	地方	地方	大蔵	大蔵
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二九	二・二六	二・二六	二・二七	二・二七	二・二六	二・二六	二・二九	二・二九
二・二六	二・二六	二・三〇	二・三〇	二・二四	二・二九	二・二九	二・二五	二・二五	二・二九	二・二九	二・二五	二・二五
二九八	二九八	二八〇	二七九	二六二	二七〇	二六九	二八八	二八八	二七〇	二六九	二八八	二八八











電信電話料金法の一部を改正する法律

厚生

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律  
診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律

渉外

連合国財産補償法

旅券法

○閉会中も審査すること  
に決定した  
もの

閣	参	衆	閣	閣
一〇・三三	一〇・三〇	一〇・三〇	一〇・三三	一〇・三三
電通	厚生	厚生	大蔵	外務
可決	可決	可決	可決	可決
二〇・二六	二〇・三三	二〇・三三	二〇・二五	二〇・二六
可決	可決	可決	可決	可決
二〇・二七	二〇・二九	二〇・二九	二〇・二六	二〇・二七
電通	厚生	厚生	大蔵	外務
可決	可決	可決	可決	可決
二〇・二七	二〇・二九	二〇・二九	二〇・二六	二〇・二七
可決	可決	可決	可決	可決
二〇・二九	二〇・三〇	二〇・三〇	二〇・二八	二〇・二九
可決	可決	可決	可決	可決
二〇・三三	二〇・三三	二〇・三三	二〇・三三	二〇・三三
二〇・三三	二〇・三三	二〇・三三	二〇・三三	二〇・三三

在外公館等借入金返済の実施に関する法律  
小型機船底びき網漁業整理特別會計法  
財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律  
会社更生法  
破産法及び和議法の一部を改正する法律  
企業合理化促進法  
真珠養殖事業法  
農林中央金庫法の一部を改正する法律  
裁判所侮辱制裁法  
利根川開発法  
北上川開発法

閣	閣	閣	閣	衆	衆	衆	衆	衆	参	参	参
一〇・二四	二〇・二六	二〇・二六	二〇・二六	二〇・二六	二〇・二六	二〇・二六	二〇・二六	二〇・二六	二〇・二六	二〇・二六	二〇・二六
大蔵	水産	大蔵	法務	法務	通産	水産	大蔵	法務	内閣	内閣	内閣
(継続)	(継続)	可決	修正	可決	可決	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)
二〇・二七	二〇・二七	二〇・二七	二〇・二七	二〇・二七	二〇・二七	二〇・二七	二〇・二七	二〇・二七	二〇・二七	二〇・二七	二〇・二七
大蔵	法務	大蔵	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務
(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)







## 第十二回国会改廃法令索引

上部に掲げた法令が下部括弧内の法律によつて改廃されたことを示す。  
なお、頁は本文中改廃の掲載されている場所を示す。



(一) 一部改正

(二) 廃止

(一) 一部改正

国会

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 (昭和二三、四、三〇法八〇).....(法二七六).....一八三

行政組織

一、行政機関職員定員法 (昭和二四、五、三一法一二六).....(法二九七).....三四五

一、総理府設置法 (昭和二四、五、三一法一二七).....(法二六八).....九九

一、日本政府在外事務所設置法 (昭和二五、四、一九法一〇五).....(法二六〇).....五三

一、在外公館等借入金整理準備審査会法 (昭和二四、六、一法一七三).....(法二八三).....三〇七

一、農林省設置法 (昭和二四、五、三一法一五三).....(法三一〇).....四一九

一、農林省設置法 (昭和二四、五、三一法一五三).....(法三一〇).....四一九

一、農林省設置法 (昭和二四、五、三一法一五三).....(法三一〇).....四一九

一、農林省設置法 (昭和二四、五、三一法一五三).....(法三一〇).....四一九

一、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令 (昭和二二、一、四勅一).....(法二六八).....九九

一、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二五、四、三法九五).....(法二七八).....一九一



- 一、一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二五、一二、二七法二九九）……………（法二七八）……………二七五
- 一、特別職の職員との給与に関する法律（昭和二四、一二、一二法二五二）……………（法二七七）……………一八四
- 一、特別職の職員との給与に関する法律（昭和二四、一二、一二法二五二）……………（法二九九）……………三五五
- 一、未復員者給与法（昭和二二、一二、一五法一八二）……………（法二八六）……………三二二
- 一、未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和二三、一二、二九法二七七）……………（法二八六）……………三二五
- 一、国家公務員のための国設宿舍に関する法律（昭和二四、五、三〇法一一七）……………（法二八三）……………三〇七
- 一、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二五、五、四法一四二）……………（法三〇〇）……………三五六
- 一、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二五、四、一三法一一四）……………（法二六一）……………五六
- 一、恩給法（大正一二、四、一四法四八）……………（法三〇六）……………三八七
- 一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二五、一二、一二法二五六）……………（法三〇七）……………四〇〇

地方自治

- 一、地方税法（昭和二五、七、三一法二二六）……………（法二六九）……………一〇〇
- 一、地方税法（昭和二五、七、三一法二二六）……………（法二八五）……………三二一
- 一、地方財政平衡交付金法（昭和二五、五、三〇法二一一）……………（法二七〇）……………一〇七

司法

- 一、裁判所法（昭和二二、四、一六法五九）……………（法二九八）……………三五三
- 一、裁判所職員定員法（昭和二六、三、三〇法五三）……………（法二九八）……………三五三
- 一、裁判官の報酬等に関する法律（昭和二三、七、一法七五）……………（法二七九）……………二七九
- 一、検察官の俸給等に関する法律（昭和二三、七、一法七六）……………（法二八〇）……………二八三

国土建設

- 一、建築基準法（昭和二五、五、二四法二〇一）……………（法三一八）……………四五二

財務

- 一、外国為替資金特別会計法（昭和二六、三、三〇法五六）……………（法二六六）……………七八



- 一、米国対日援助物資等処理特別会計法 (昭和二五、三、三一法六五)……………三四四
- 一、中小企業信用保険特別会計法 (昭和二五、一、二、一四法二六五)……………一八三
- 一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律 (昭和二五、三、三一法六二)……………四二三
- 一、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律 (昭和二六、三、三一法六九)……………三四三
- 一、法人税法 (昭和二二、三、三一法二八)……………一七三
- 一、法人税法 (昭和二二、三、三一法二八)……………(法三〇三)……………三七四
- 一、法人税法の一部を改正する法律 (昭和二五、三、三一法七二)……………(法二七四)……………一七七
- 一、法人税法の一部を改正する法律 (昭和二六、三、三〇法六四)……………(法二七四)……………一七七
- 一、財産税法 (昭和二一、一、一一法五二)……………(法二六三)……………五八
- 一、物品税法 (昭和一一、三、二九法四〇)……………(法二八七)……………三二六
- 一、関税法 (明治三二、三、一四法六一)……………(法二七一)……………一〇九
- 一、関税法 (明治四三、四、一五法五四)……………(法二七一)……………一〇九
- 一、関税率法の一部を改正する法律 (昭和二六、三、三一法一一〇)……………(法二七一)……………一一〇

- 一、噸税法 (明治三二、三、二四法八八)……………(法二七一)……………一一一
- 一、租税特別措置法 (昭和二一、九、一法一五)……………(法二六五)……………七四
- 一、租税特別措置法 (昭和二一、九、一法一五)……………(法三〇三)……………三六五
- 一、租税特別措置法 (昭和二一、九、一法一五)……………(法二七四)……………一七七
- 一、国税徴収法 (明治三〇、三、二九法二二)……………(法二七四)……………一七八
- 一、国税徴収法の一部を改正する法律 (昭和二五、三、三一法六九)……………(法二七四)……………一七八
- 一、国税徴収法の一部を改正する法律 (昭和二六、三、三一法七八)……………(法二七四)……………一七八
- 一、日本専売公社法 (昭和二三、一、二、二〇法二五五)……………(法二八八)……………三二七
- 一、郵便貯金法 (昭和二三、一、二、三〇法一四四)……………(法二八二)……………二九二
- 一、郵便為替法 (昭和二三、六、二六法五九)……………(法二五五)……………八
- 一、郵便振替貯金法 (昭和二三、六、二六法六〇)……………(法二八二)……………二九〇

教育・文化

- 一、教育公務員特例法 (昭和二四、一、一二法一)……………(法三一八)……………四五二
- 一、文化財保護法 (昭和二五、五、三〇法二一四)……………(法三一八)……………四五二

産 業



- 一、農林漁業組合再建整備法 (昭和二六、四、七法一四〇).....(法二七二).....一一二
- 一、漁業法 (昭和二四、一二、一五法二六七).....(法三〇九).....四〇九
- 一、漁業法 (昭和二四、一二、一五法二六七).....(法三一三).....四四六
- 一、漁港法 (昭和二五、五、二法一三七).....(法三一二).....四二四
- 一、保険業法 (昭和一四、三、二九法四一).....(法三〇四).....三七五
- 一、外国保険事業者に関する法律 (昭和二四、六、一法一八四).....(法三〇四).....三七八
- 一、損害保険料率算出団体に関する法律 (昭和二三、七、二九法一九三).....(法三〇五).....三七八
- 一、中小企業信用保険法 (昭和二五、一二、一四法二六四).....(法二七五).....一七九
- 一、日本輸出銀行法 (昭和二五、一二、一五法二六八).....(法二九〇).....三四〇
- 一、国民金融公庫法 (昭和二四、五、二法四九).....(法二九一).....三四〇
- 一、商工組合中央金庫法 (昭和一一、五、二七法一四).....(法三〇二).....三六三
- 一、輸出信用保険法 (昭和二五、三、三一法六七).....(法二八一).....二八七

運輸

- 一、日本国有鉄道法 (昭和二三、一二、二〇法二五六).....(法二九二).....三四一
- 一、国有鉄道運賃法 (昭和二三、七、七法一一二).....(法二五七).....四四五

通信

- 一、郵便法 (昭和二三、一二、一二法一六五).....(法二五四).....一
- 一、電信電話料金法 (昭和二三、七、六法一〇五).....(法二五六).....一三

厚生

- 一、保健婦助産婦看護婦法 (昭和二三、七、三〇法二〇三).....(法二五八).....五〇
- 一、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律 (昭和二六、四、一四法一四七).....(法二五八).....五一
- 一、医療法 (昭和二三、七、三〇法二〇五).....(法二五九).....五二

(二) 廃止

行政組織

- 一、外務省設置法 (昭和二四、五、三一法一三五).....(法二八三).....三〇六
- 一、日本政府在外事務所増置令 (昭和二六、九、二九政三〇九).....(法二六〇).....五六



一、全権委員等についての旅費の定額を改訂する政令（昭和二六、八、二七政二八九）……………（法二六一）……………五七

司 法

一、会社利益配当等臨時措置法（昭和二二、一二、一六法一九〇）……………（法二六二）……………五七

財 務

一、臨時財産調査令（昭和二一、二、一七勅八五）……………（法二六三）……………五九

産 業

一、水産資源枯渇防止法（昭和二五、五、一〇法一七一）……………（法三一三）……………四四七

涉 外

一、連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に関する政令（昭和二五、一、二一政一一）……………（法二六七）……………九四

一、日本政府在外事務所が発給する旅券及びその取り扱ふ旅券事務に関する政令（昭和二六、八、一五政二八五）……………（法二六七）……………九四



